

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について

平成25年3月26日
日本年金機構記録問題対策部

I 趣旨

- 年金記録問題の解決に向けて、これまで、「ねんきん特別便」等をお送りし年金記録の確認をお願いするとともに、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業等を進めてきたが、未だ多数の持ち主不明の記録が残っている。
- 手がかりがつかめない記録については、ご本人から心当たりの記憶を申し出ていただくことが持ち主の発見につながることから、平成25年1月31日から、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」あるのではないかと不安のある方に対して、もう一度年金記録についてご確認をいただく「気になる年金記録、再確認キャンペーン」（以下、「キャンペーン」という。）を開始した。

II キャンペーン内容

年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼びかけ

年金記録のもれが見つかりやすいパターンや、簡単に確認できるチェックポイントを盛り込んだパンフレット等を活用し、記録の確認を呼びかける。（注）滞納事業所における資格喪失等の遡及訂正事案を含む

生活でお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート

現役世代に比べ、統合が進んでいない高齢者を対象に、市区町村等の協力を得て、キャンペーンの周知や年金記録の発見を支援。

未統合記録の「ねんきんネット」による検索

なお未統合となっている記録について、「ねんきんネット」から、氏名、事業所名等による検索を可能とする。

Ⅲ キャンペーンの広報

1 全個人への通知

○ 受給者（待機者）、加入者全員に対して、各種のお知らせ通知を通じて、個別にキャンペーンの案内を実施。

- ・受給者向：年金記録確認のお願いハガキ（ねんきんネットアクセスキー通知）（平成25年2月～10月）
- ・加入者向：ねんきん定期便（平成25年4月～平成26年3月）

加入者全員への誕生日発送の定期便（圧着ハガキ）と節目年齢（35歳・45歳・59歳）の定期便（封書）にキャンペーンの案内を盛り込む。

（ただし、平成25年度は59歳については、平成24年度に58歳を節目年齢として封書により定期便をお送りしていることから、25年度はハガキでの案内となる。）

（注）待機者については、アクセスキーと住民票コード確認とともに、キャンペーン内容を平成25年8月に送付予定。

2 市町村・福祉事務所との連携

- キャンペーンにかかるポスターの掲示・パンフレット配置（ほぼ全市町村で実施）
- 市町村の広報紙やホームページへのキャンペーン記事の掲載
- ねんきんネット導入市町村において国民年金窓口での年金記録の発見支援を実施（324市町村で実施）
- 生活にお困りの高齢者に対して、生活保護担当と連携して生活相談等の窓口において年金記録の発見支援を実施（149市で実施）
- 同様に福祉事務所と連携し、生活相談等の窓口で年金記録の発見支援を実施（229福祉事務所で実施）

3 ホームページでの広報（別紙1）

- 日本年金機構のサイトにキャンペーンの特設ページを開設（<http://www.nenkin.go.jp/k-cam/>）
- 特設ページにおいては、主に以下の情報を掲載
 - ①年金記録問題の概要
 - ②自分の年金記録の確認方法（チェックシートのダウンロード機能）、
 - ③ねんきんネットでの未統合記録の検索の仕方 等

4 新聞等を通じた広報

○ 政府系広報の積極的活用

- ・ 政府インターネットテレビ【22ch】「あなたの気になる年金記録を確認してみませんか」を掲載（2月1日～）
- ・ 新聞突出し広告（2月11日～17日・中央5紙、ブロック3紙、地方紙62紙 期間中各1回掲載）
- ・ 政府広報オンライン「お役立ち情報」に掲載（2月11日～）
- ・ 月刊「厚生労働」2月号に掲載（2月10日）

5 関係機関を通じた広報等（別紙2）

- 厚生労働省の関係団体（年金関係・福祉関係）をはじめとして、各種の関係団体に対しキャンペーンの広報等以下の協力を依頼
 - ・ ポスターの掲示・会員等へのパンフレットの配布
 - ・ 機関紙へのキャンペーンの案内記事の掲載
 - ・ ホームページへのキャンペーンの案内の掲載またはキャンペーン特設ページへのリンク（バナーの掲載）
- 各地の年金事務所において、日ごろより協力をお願いしている団体（商工会議所等）へのキャンペーンの協力依頼

IV ねんきんネットの充実

（別紙3）

- ねんきんネットの新たな機能として、未統合記録の有無についてねんきんネットでの検索サービスを開始

V 2月までの状況

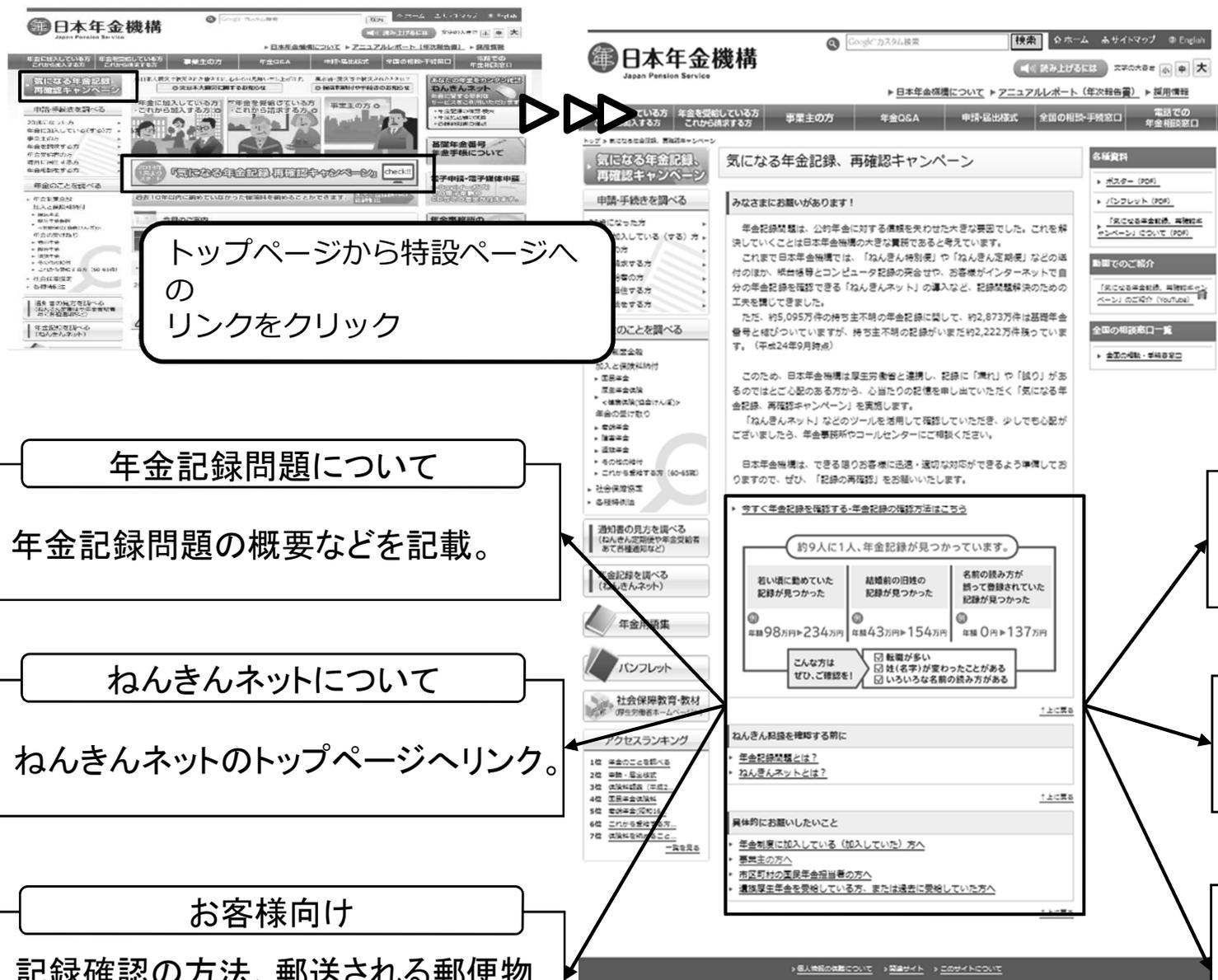
（別紙4）

- 2月のホームページのアクセス件数は前月に比べ1.5倍に増加、キャンペーン特設ページにも約18万件がアクセス
- ねんきんネットのログイン件数も2月の週平均は1月に比べ約2倍に増加、未統合記録の検索も約4万件が行われた
- 年金記録の確認のお願いハガキにかかる専用コールセンターへのコール数は約2.8万件、また年金事務所へのハガキ持参者は8,163件

日本年金機構ホームページの特設ページの概要

別紙1

(平成25年1月28日開設済)



トップページから特設ページのリンクをクリック

年金記録問題について
年金記録問題の概要などを記載。

ねんきんネットについて
ねんきんネットのトップページへリンク。

お客様向け
記録確認の方法、郵送される郵便物の説明などを記載。

事業主向け
事業所での周知のお願いについて記載。

市区町村職員向け
市区町村窓口で行っていただく「記録発見支援事業」について記載。

遺族厚生年金の受給者向け
国が保有する記録と厚生年金基金が保有する記録の照合作業のご案内について記載。

関係団体への協力依頼の状況 (ポスターの掲示・パンフレットの配布)

別紙2

厚生労働省・日本年金機構本部から協力依頼

年金関係団体

(社)全国年金受給者団体連合会
全国社会保険労務士会連合会

企業年金連合会
国民年金基金連合会

(財)厚生年金事業振興団

福祉関係団体

(社)全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会
(財)全国老人クラブ連合会
日本介護支援専門員協会

日本社会福祉士会
日本介護福祉士会
全国老人福祉施設協議会
(財)全国母子寡婦福祉団体協議会

(公財)日本障害者リハビリテーション協会
(社)成年後見センター・リーガルサポート

その他関係団体

日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会
経済同友会
日本労働組合総連合会(連合)
全国シルバー人材センター事業協会
(社)全国銀行協会

日本郵便株式会社
全国信用組合中央協会
労働金庫協会
全国農業協同組合中央会
農林中央金庫
全国信用金庫協会
日本生活協同組合連合会
(財)女性労働協会

(社)日本雑誌協会
スーパーマーケット協会
(財)船員保険会
全国知事会
全国市長会
全国町村会
国立病院機構

各地の年金事務所から協力依頼

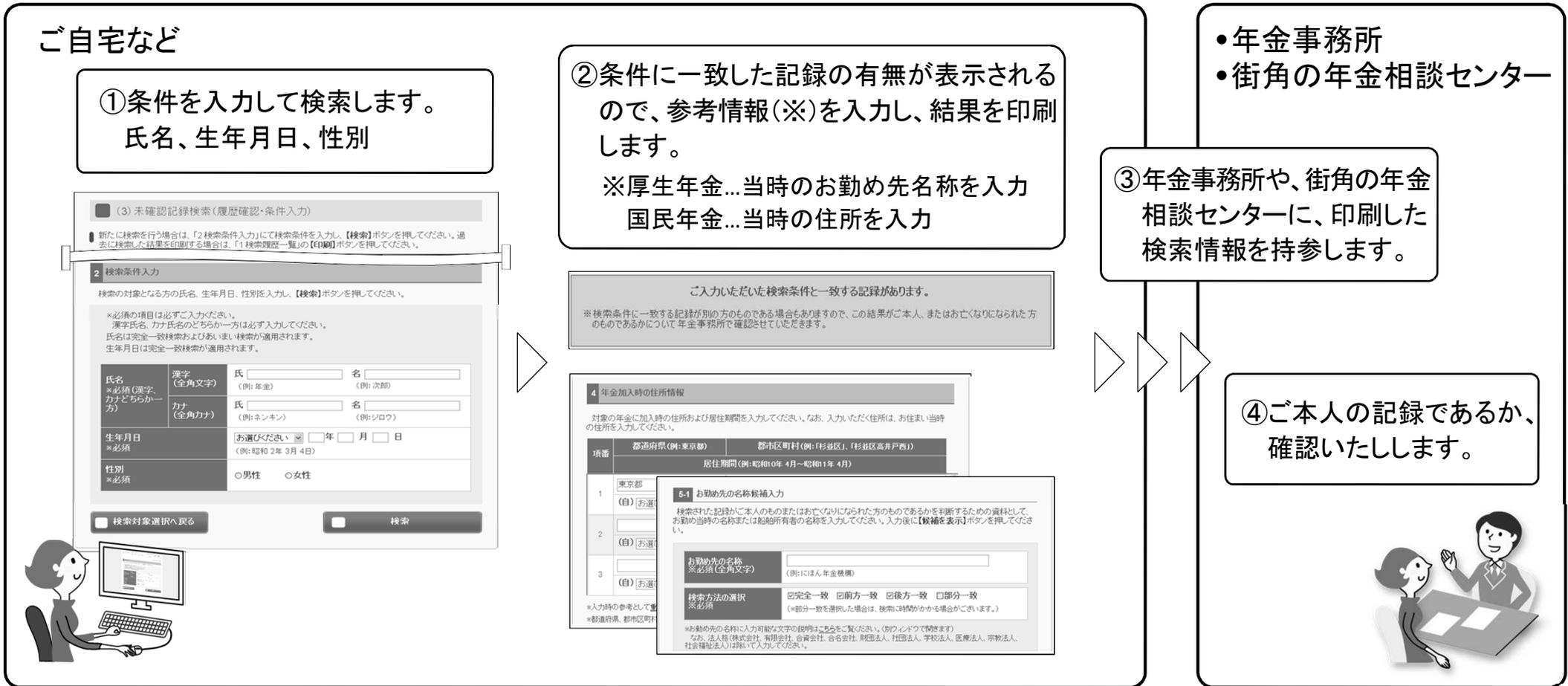
市区町村
都道府県福祉事務所

都道府県町村会
商工会議所

商工会
その他の協力団体

ねんきんネットでの「持ち主不明記録検索」の提供

- 持ち主が分からない年金加入記録について、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日などによる検索を行えるサービスを開始。



キャンペーン開始後の状況

1 日本年金機構ホームページへのアクセス状況(2月)

総アクセス件数	キャンペーン特設ページアクセス件数
約113万件※	約18万件

※1月の総アクセス件数は約77万件

2 「ねんきんネット」へのログイン状況(2月)

ログイン数<週平均>	未統合記録の検索
約11万件※	約4万件

※1月のログイン数<週平均>は約5万件

3 専用ダイヤルへのお問い合わせ件数(2月以降)

2月1日～28日(20日間)	3月1日～9日(7日間)
約2.8万件	約1.2万件

4 年金事務所への相談申出状況等(2月)

年金記録照会申出書提出者			キャンペーンパンフレット提出者		ハガキ持参者
年金事務所窓口	市町村窓口	福祉事務所窓口	年金事務所窓口	市町村窓口	年金事務所窓口
16,654件※	27件	31件	250件	22件	8,163件

※平成24年11月～平成25年1月の3ヶ月間の1ヶ月平均件数は12,409件

(注)年金事務所窓口の件数には、年金相談センターを含む。 7

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を！

いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。
 あらためて、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、
 ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかっていません。



年金記録の確認は「ねんきんネット」が簡単・便利！

ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。

☞ いつでも最新の年金記録を確認できます！

「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。

☞ 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の高きな変動など、確認いただきたい記録が、
 わかりやすく表示されています。

☞ 平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、
 ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

お問い合わせ先

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル
 **0570-058-555**
 ※050または070から始まる電話で
 おかけになる場合 ▶ 03-6700-1144

【受付日時】 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用になれません。

「もれ」や「誤り」の心配があるときには

▼下記の「メモ欄」に思い当たる期間、思い当たる状況を記入例をご参照のうえ、ご記入ください。

記入例	思い当たる期間	思い当たる状況 (事業所名・当時の勤務場所・お住まい、その他調査の参考となる事項)
	S.45.4~S.46.3	杉並区高井戸西で〇〇株式会社(事業主:年金太郎)に勤めていた
	S.58.9~S.59.3	標準報酬額が126千円となっているが、160千円だった

メモ欄	思い当たる期間	思い当たる状況 (事業所名・当時の勤務場所・お住まい、その他調査の参考となる事項)

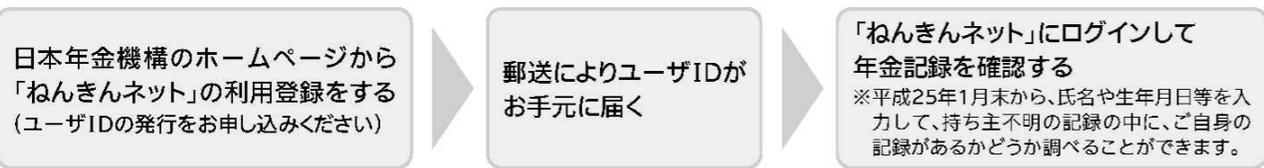
▼下記の枠内に、基礎年金番号または年金証書番号など、必要事項をすべてご記入ください。

基礎年金番号 または 年金証書番号	(フリガナ) 氏名	(フリガナ) 旧姓
生年月日	年号の☑に「レ」印をつけてください <input checked="" type="checkbox"/> 明治 <input checked="" type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	年 月 日
住所	〒	電話番号 ()

※ご相談の際には、ご自身の年金手帳(お持ちでない場合は身分証明書)をご持参ください。
 なお、ご本人ではなく代理の方がお越しの場合は、委任状と代理の方の身分証明書も併せてご持参ください。

年金記録がお手元にないときには

1 「ねんきんネット」に登録する



詳しくは、「ねんきんネット」で検索 http://www.nenkin.go.jp/n_net/

2 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」で申し込む

専用ダイヤルにお電話いただき、「ねんきんネット」の年金記録の送付をお申し込みください。▶後日、郵送いたします。

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

0570-058-555 ※050または070から始まる電話でおかけになる場合▶03-6700-1144

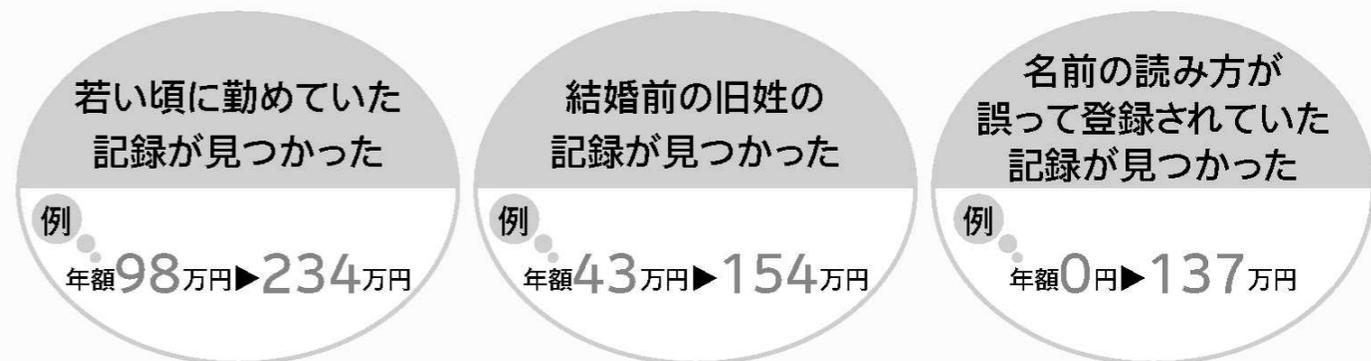
●受付日時 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。
 ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかりました。



「ねんきんネット」で
ご確認を!

- ▶「未加入」となっている期間は要チェック。ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。
 ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん定期便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

お手元にないとき

「ねんきんネット」にご登録いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください(詳しくは裏面をご覧ください)。

1 「ねんきんネット」で確認する場合 昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和49年度	24歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年

※「未加」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月(共済組合に加入していたため国民年金、厚生年金等に加入していなかった期間を含む)、「国年」または「厚年」=国民年金または厚生年金に加入していた月の意味です。

2 「ねんきん定期便」などで確認する場合 昭和25年9月10日生まれの方の例

※①「ねんきん特別便」、②「厚生年金加入記録のお知らせ」(年金を受給されている方)、③平成21年4月～22年3月にお送りした「ねんきん定期便」(年金を受給されている方以外)でご確認ください。

これまでの『年金加入履歴』です
お示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください

お示している年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					
1	厚年	〇〇商事	昭和46. 4. 1	昭和46.11. 5	7
2	厚年	△△株式会社 (空いている期間があります。)	昭和46.11. 5	昭和48. 4. 1	17
3	国年	第1号被保険者	昭和49. 4. 1	昭和50. 4. 1	12

20歳以降が未加入となっている可能性があります。

未加入となっています。

「未加入」となっている期間(共済組合員期間を除く)は要チェック!

以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

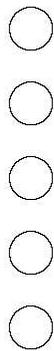
- | | |
|--------------|--|
| この期間働いていなかった | <input checked="" type="checkbox"/> 学生であったが国民年金に加入していた。
<input checked="" type="checkbox"/> 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。 |
| この期間働いていた | <input checked="" type="checkbox"/> 退職後、結婚し姓が変わった。
<input checked="" type="checkbox"/> いろいろな名前の読み方がある。
<input checked="" type="checkbox"/> 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。
<input checked="" type="checkbox"/> 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。
<input checked="" type="checkbox"/> 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。
<input checked="" type="checkbox"/> 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
<input checked="" type="checkbox"/> 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
<input checked="" type="checkbox"/> 試用期間中に退職した。
<input checked="" type="checkbox"/> 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。 |

- 上記以外にも、記録の「もれ」や「誤り」がある場合があります。
- 上記のリストは、記録が「未加入」となっている場合のチェックポイントです。この他、保険料を納付したにもかかわらず「未納」となっていたり、標準報酬額(給与の平均を区切りのよい一定の額ごとに区分し、納めていただく保険料額の計算の基とするもの)が実際と異なっていることなどもありますので、「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」などでご確認ください。

お心当たりのある方は、裏面のメモ欄に思い当たる内容をご記入のうえ、お近くの年金事務所等にご相談ください。



親展 (Personal delivery)



XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

年金記録確認のお願い (Request for pension record confirmation)

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

年金記録の持ち主を探しています。 矢印の方向へゆっくりと開いてください。(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

「ねんきんネット」で、ご確認を

- ▶ いつでも最新の年金記録を確認できます!
 - ☞ ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶ 持ち主不明の記録を検索できます!
- ▶ 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます!

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』

(お問い合わせの際は、照会番号もしくは基礎年金番号をお知らせください。)

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144 (一般電話)

【受付時間】 月～金曜日 午前 9:00～午後 8:00
第2土曜日 午前 9:00～午後 5:00
*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

電話での照会番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

「ねんきんネット」の利用方法

日本年金機構のホームページから、「アクセスキー」で利用登録を行ってください。

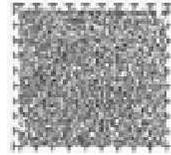


あなたのアクセスキー



- 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、3カ月です。お早めに申し込みください。(有効期限後は、ホームページの「アクセスキーをお持ちでない方」から利用登録を行ってください。5日程度でユーザIDを郵送いたします)
- 利用登録の際には、「基礎年金番号」の入力が必要になりますので、お手元に「年金証書」、「年金振込通知書」等をご用意ください。
- すでに利用登録がお済みの方にも、行き違いで「アクセスキー」を送付してしまう場合もありますが、再度の登録は不要です。

このマークは、音声コードです。目の不自由な方には、このお知らせに関する情報を音声で聞くことができます。



あなたの 気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった 例 年額98万円▶234万円	結婚前の旧姓の記録が見つかった 例 年額43万円▶154万円	名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった 例 年額0円▶137万円
--	--------------------------------------	--

▶ 厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

年金記録確認のチェックポイント

お手元に、「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん特別便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

「ねんきんネット」で確認する場合
昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加

※「未加」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月(共済組合等に加入していたため、国民年金、厚生年金等に加入していなかった期間を含む)の意味です。
「厚年」=厚生年金に加入していた月の意味です。

年金記録がないときには、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください(表面)。

「未加入」期間(共済組合員期間を除く)は要チェック!
○以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった	<input checked="" type="checkbox"/> 学生であったが国民年金に加入していた。 <input checked="" type="checkbox"/> 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。	<input type="radio"/>
この期間働いていた	<input checked="" type="checkbox"/> 退職後、結婚し姓が変わった。 <input checked="" type="checkbox"/> いろいろな名前の読み方がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事情があって本名とは異なる名前で勤めた。 <input checked="" type="checkbox"/> 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた。 <input checked="" type="checkbox"/> 転職のたびに年金手帳が発行された。 <input checked="" type="checkbox"/> 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。 <input checked="" type="checkbox"/> 試用期間中に退職した。 <input checked="" type="checkbox"/> 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。	<input type="radio"/>

お心当たりのある方は、思い当たる内容について、年金事務所等にご相談ください。